社 숝 教 育 法 抄

昭和二十 四 年六月十 白法 律 第二 百七号

章 社 会 教 育 主 事 · 及び 社会教 育 主 事 補

第一 九 社 に、糸の 会 教 の 育 主 事及び社 都 道 府県及び 会教 育 市 主 町 事 村 補 の の 教育委员 設 置 員 会 の

事

務

2 会 教 都 育 道 府 主 県及 事 補 を置くことができる。 び市町村の教育委員会 育主事を置く。 の 事 務 局 ビ 社

局

社

会

教

社 会 育 主 次事 の 資 格

第 九 教 育 条 主事 の 兀 غ な る の 資 各 号の 格 を 有 ١J する ず 'n か に 該 当 ー す る 者 は 社 会

又 は 口イにを 通 よる社会教育 大学にニ 算し 高 等専 ) た 期 門学 年以上在学して六十二単 間 が三年は 主事 · 校 を 年以上に、 の 講習を なる者がつ、 修 了した 者 次に で、 位 も 以 の次掲 上 条 げ を のる 修 期 得 規 定間し

社 会教 育 主 事 補 の 職に あ っ た 期 間

指 主 寸 事 定 体 官 する 補 に 公 お の 署 も 職 け ع る の 学 子 校、 職で司 にあ 同 等以上の つた期 社 会教育 書 学芸員 間職 ع ل 施 設又は τ そ 文 の 部 他 社 科 の会 社 教 学 大 会 育教 関 臣 の 育係

又 る 4 は 公 技 実 能 で 施 の あ つて、 学 校、 習 す る社 得 に 社 会 会教 資 社 す 会 教 る 教 育 育 育 も に 主 関 施 ഗ 事とし 係のある ح ا て 文部 て る 社 必 事 会 科 要 業 教 ·.· 学 な に 育 大 知 お関 識け係

> る が 期 指 間 定 に す 該 る 当 も す の る に 期 従 間 事 を し 除く。 た 期 間 1 又は に げ

次 条 部科 教 学大臣 の 育 職 規 員 定 の の に 指定 よる社会 普通 する 免 許 会 教 教 状 育 育 を 有 主 に関する 事 Ų の 講 か 習 つ、 職 を に 修了した 五 年 以 者で た 上 文

の

から八ま 教 に なるも 育 大学に 次条の規定によ に か 。 つ、 関 でに する の る 大 目 に 年 掲 以 上 げ 在学し る社会 る期 の お 単い て文部は 間 位 を て、 教 を を修得した、文部科学省・ 通 六 十 二 算し 主 事 た 者 令 期 単 で 定 で、 間 位 以 が 第 め 上 年 る を 号 イ 以 社 修 上 会

会 教 相当 が 育 第一号及び第二号に掲げ 認 に 部定したもの ヨする教養と経験 関 する専門的 事 験 項 に が あ つい ると 育 る者 て 前 都 を除 道 の 三号に掲 講 府 く。)で、 習を修了 県 の 教 げ 育 委 る 社 し 者 会た

兀

社 会 教 育 主 事 会の 講 習

第 九 嘱 を 条 受け の 五 た 大学 社 そ 教 の 育 他 主 の 事 教 の 育 講 機 習 関 は、 が 行う。 文部 科 大 臣 の 委

2 な 受 講 項 は 資 格 文 そ 部 の i科学省 他 社 会 令で定 教 育 主 事 め の講 る 習 に 関 U 必